

【令和7年度決算に基づく健全化判断比率】

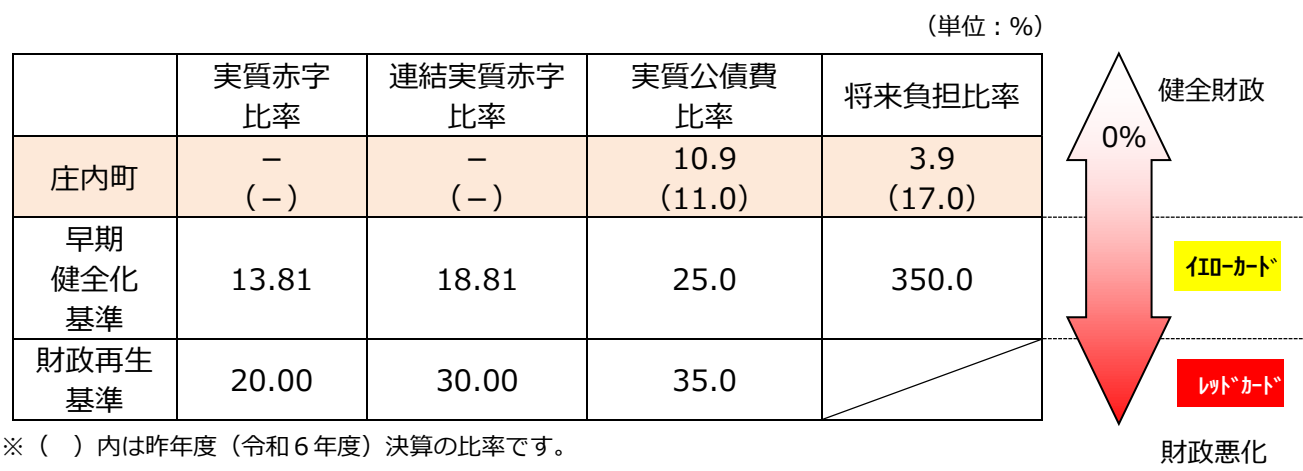
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率を公表いたします。

健全化判断比率は、自治体の財政が健全かどうかを表す指標です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、町民のみなさんに公表することが義務付けられています。

公表が義務付けられている財政指標は「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」「資金不足比率」の5つで、資金不足比率を除く4つの指標をまとめて健全化判断比率といいます。

健全化判断比率では、財政運営が破たん状態になる財政再生基準[1]と、その手前の財政状態の危険を示す早期健全化基準[2]が設けられていて、4つの指標がすべて基準以内であれば財政状態が健全とされます。

本町は全ての比率において早期健全化基準以内となっており、健全であると言えます。



※（ ）内は昨年度（令和6年度）決算の比率です。

■実質赤字比率

一般会計等[3]を対象とした実質赤字額[4]の標準財政規模[5]に対する比率です。町の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標で、低いほど健全と言えます。なお、「－」は実質赤字額がない状態を表します。

庄内町では－9.81％で黒字（実質赤字なし）となりました。

■ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額[6]の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字や黒字を合算して町全体としての赤字の程度を指標化し、町全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標で、低いほど健全と言えます。なお、「－」は連結実質赤字額がない状態を表します。

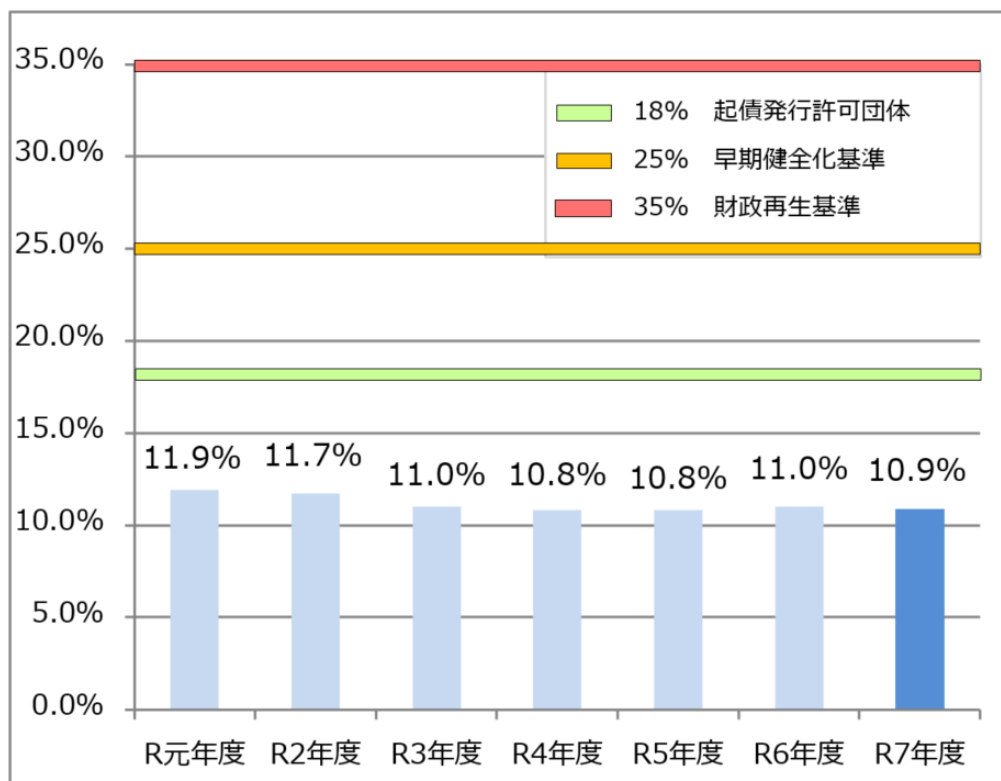
庄内町では－22.59%で黒字（連結実質赤字なし）となりました。

■ 実質公債費比率

一般会計等が負担する地方債の元利償還金や準元利償還金[7]の標準財政規模に対する比率で、通常、前3年間の平均値を使用します。借入金（地方債）の返済及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標で、低いほど借金への依存度が低く、健全と言えます。この比率が18.0%を超えると地方債を発行するのに許可が必要となり、25.0%を超えると一部の地方債の発行が制限されます。また、35.0%を超えると、さらにその割合が高まります。

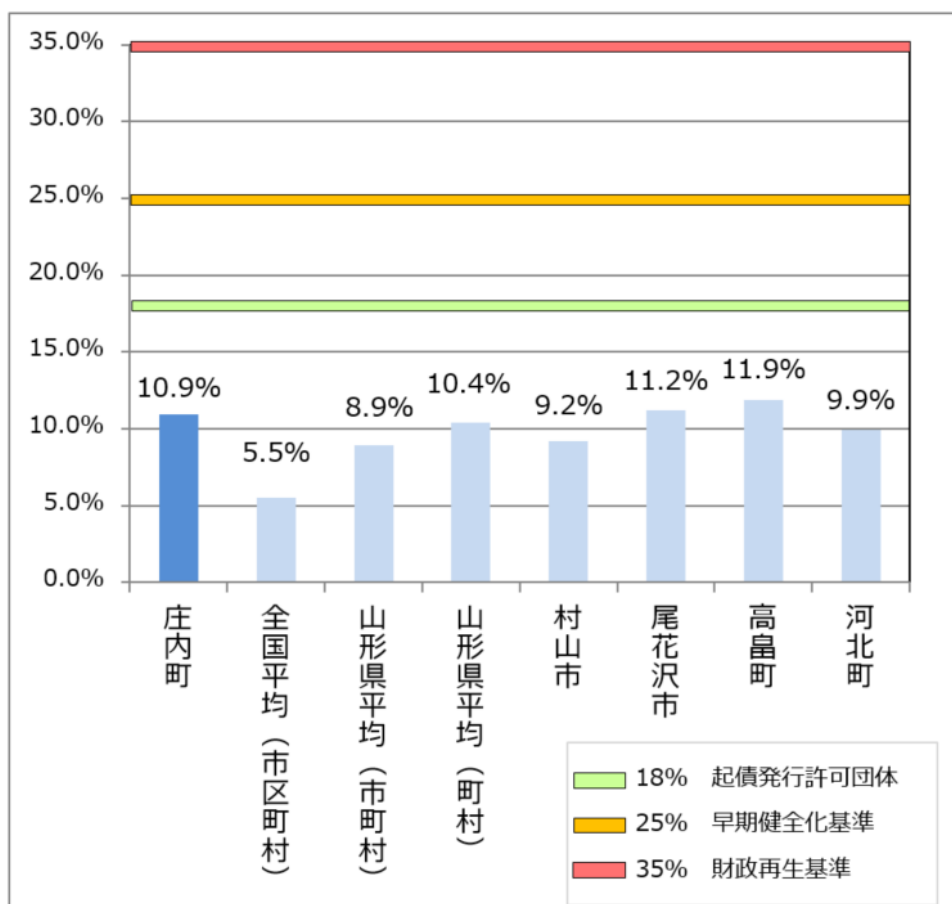
庄内町では、元利償還額の増額により、令和7年度単年度では増加しましたが、3年間平均では令和6年度より0.1%減の10.9%となり、健全の範囲内であると言えます。

参考：庄内町の実質公債費比率の年度推移



※令和8年9月公表の速報値による。

参考：全国、山形県及び人口同規模市町との比較



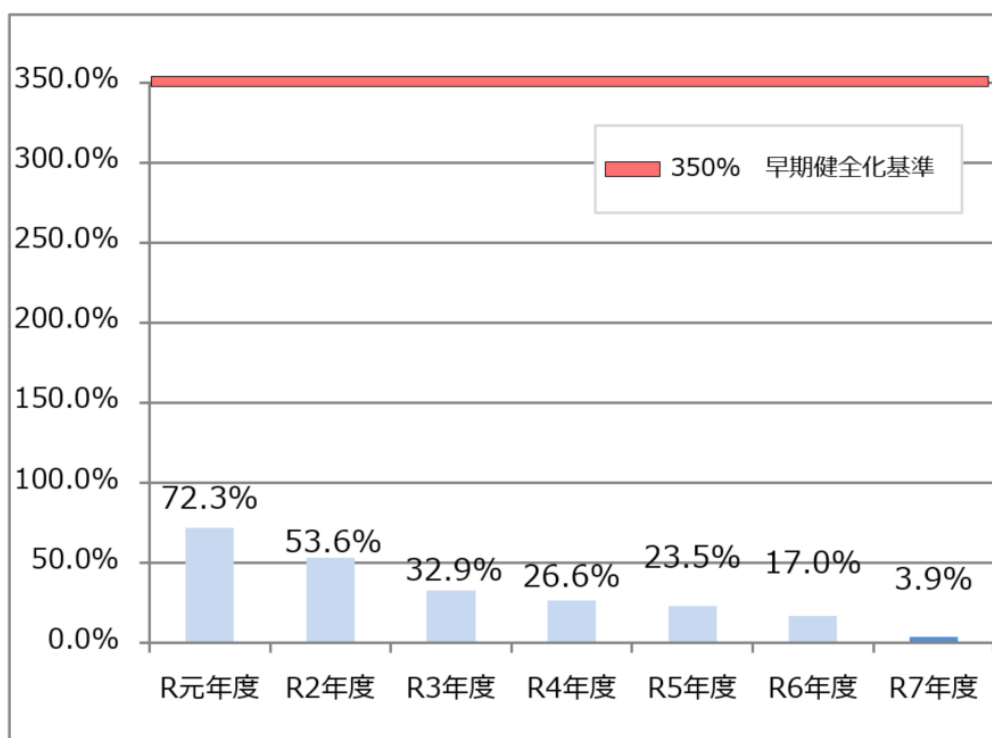
※令和8年9月公表の速報値による。

■ 将来負担比率

将来負担すべき実質的な負債（他会計、第三セクターや土地開発公社、一部事務組合を含む。）の標準財政規模に対する比率です。将来負担額の主な内容としては、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、地方債の元金償還に充てる他会計への繰出や一部事務組合への負担の見込額、退職手当支給予定額のうち負担見込額、第三セクターや土地開発公社の負担額に対する負担見込額などがあります。一方、基金や都市計画税などの地方債の償還に充当可能とみなされる財源や、普通交付税で将来的に財源措置されているものなどは、将来負担額から控除することができます。低いほど借金への依存度が低く健全で、高いほど将来的に財政を圧迫する恐れがあると言えます。

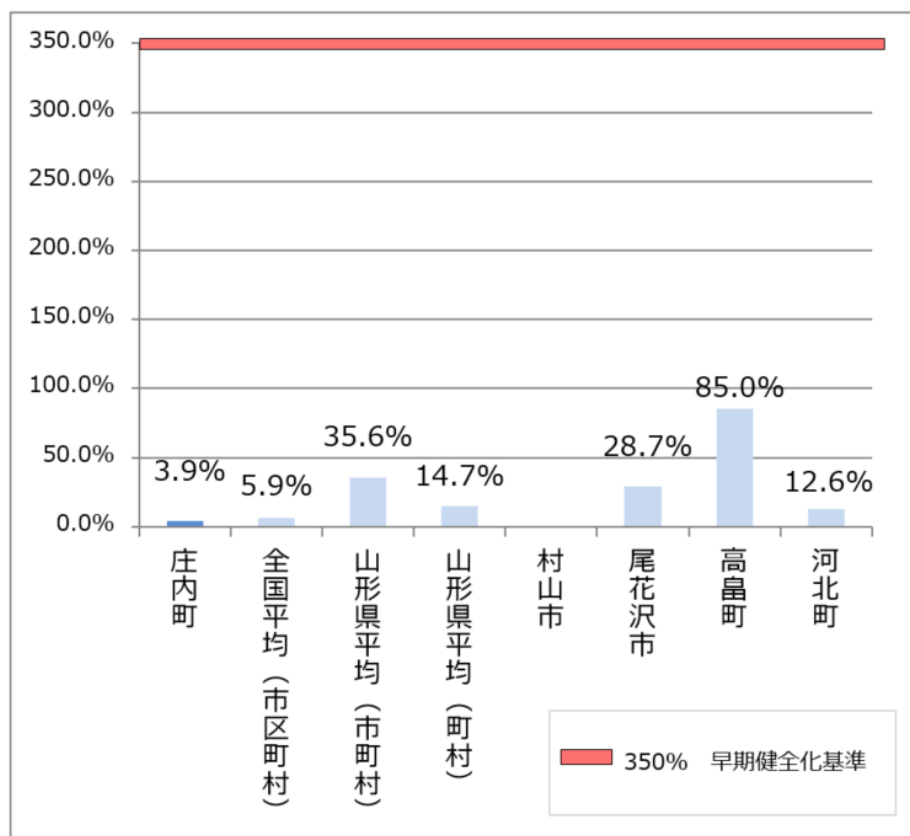
庄内町では、過疎債や合併特例債等、将来負担の少ない財政運営に有利な町債を活用しており、令和7年度は企業債現在高の減額によって公営企業債等繰入見込額が減ったことや財政調整基金等の基金への積立額の増加などにより、将来負担比率は昨年度と比較して13.1ポイント改善した3.9%となり、健全の範囲内であると言えます。

参考：庄内町の将来負担比率の年度推移



※令和8年9月公表の速報値による。

参考：全国、山形県及び人口同規模市町との比較



※令和8年9月公表の速報値による。

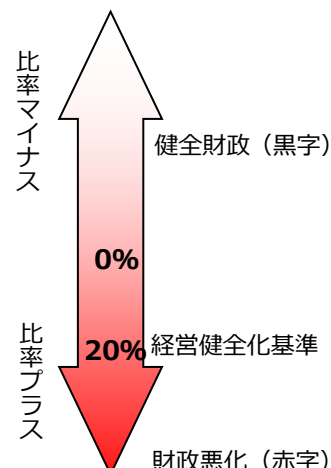
【令和 7 年度決算に基づく資金不足比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、資金不足比率を公表いたします。

公営企業会計の資金不足額が、事業規模（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条の規定により算定）に対してどれだけの割合を占めるかを指標化したものです。

（単位：％）

公営企業会計の名称	資金不足比率	備 考
庄内町水道事業会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
庄内町ガス事業会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
庄内町下水道事業会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
庄内町風力発電事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
経営健全化基準[8]	20.0	



※資金の不足額がないため、資金不足比率は数値なし。

■ 資金不足比率

公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率です。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模（料金収入 — 受託工事等）である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標です。

庄内町では、いずれの会計も資金不足が算定されず、健全な経営状態と言えます。

《その他用語の説明》

[1]財政再生基準／

いわゆるレッドカード。国等の関与による確実な再生を目指す段階に当たります。健全化判断比率のうちいずれか1つの指標でも財政再生基準以上の地方公共団体は、財政再生計画を定める必要があります（財政再生団体）。計画について、国の同意手続きや地方債の制限などがあります。

[2]早期健全化基準／

いわゆるイエローカード。自主的な改善努力による財政健全化を目指す段階に当たります。健全化判断比率のうちいずれか1つの指標でも早期健全化基準以上の地方公共団体は、財政健全化計画を定める必要があります（財政健全化団体）。

[3]一般会計等／ 別紙資料参照

地方公共団体が設置する会計のうち、「一般会計」と「一般会計以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計」の総称です。「地方財政状況調査」（決算統計）における「普通会計」に相当するものです。

[4]実質赤字額／

前年度の歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げて充用した額、並びに実質上前年度の歳入が不足するため支払を翌年度に繰り延べた額及び実質上前年度の歳入が不足するため事業を繰り越した額の合算額をいいます。

[5]標準財政規模／

町の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額を言います。

[6]資金不足額／

・地方公営企業法適用企業の場合

資金不足額 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

・法非適用企業の場合

資金不足額 = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

[7]準元利償還金／

他会計への繰出や一部事務組合への負担のうち、地方債の償還に充てたと認められるものなどを指します。

[8]経営健全化基準／

早期健全化基準に相当する基準です。資金不足比率が経営健全化基準以上の地方公共団体は、経営健全化計画を定める必要があります（経営健全化団体）。

【参考】健全化判断比率及び資金不足比率の範囲

(区 分)		(庄 内 町)	(地方公共団体財政健全化法)				
普通会計 〔一般会計等〕 (一般会計と公 営事業会計を除 く特別会計)	一般会計	・ 庄内町一般会計	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	
	特別会計						
公営事業会計	公営事業会計		実 質 公 債 費 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率	
	公 営 企 業 会 計	法適用 企業					・ 庄内町国民健康保険特別会計 ・ 庄内町後期高齢者医療保険特別会計 ・ 庄内町介護保険特別会計
		法非適用 企業					・ 庄内町水道事業会計 ・ 庄内町ガス事業会計 ・ 庄内町下水道事業会計 ・ 庄内町風力発電事業特別会計
一部事務組合・広域連合		・ 酒田地区広域行政組合 ・ 庄内広域行政組合 ・ 山形県消防補償等組合 ・ 山形県自治会館管理組合 ・ 山形県市町村職員退職手当組合 ・ 山形県市町村交通災害共済組合 ・ 山形県後期高齢者医療広域連合					
地方公社・第三セクター等		・ 山形県庄内町土地開発公社 ・ 株式会社イグゼあまるめ					